

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
29集中 -2805	兵庫県	工場拡張に係る 農振除外要件の 緩和	企業が、既存敷地に隣接する農振農用地を取得して事業を拡大する。	既存の工場を拡張するため、拡張用地が農用地の場合、農用地区域から除外するためには、当該農地のほ場整備事業に加え、当該農地が受益地である用排水路整備事業についても、事業完了後8年を経過していることが必要。	農業振興地域の整備に関する法律 施行令第9条	「土地改良事業完了後8年を経過していること」とされている農用地区域からの除外要件について、工場の拡張にあたり、ほ場整備事業が事業完了後8年を経過していれば、用排水路整備事業が完了後8年を経過していなくても、当該用排水路の受益農地を農用地区域から除外できるよう、規制緩和を求める。	農林水産省	農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、国民に対して食料を安定的に供給するためには、農業公共投資を行った農地や生産性の高い集团的農地等を優良農地として確保することが特に重要である。また、国民の税金を使って農業のための公共投資を行った以上、一定の期間、公共投資により得られる効用の確保を図る必要がある。このため、土地改良事業が行われた土地については、事業実施後8年間は農用地区域から除外できないこととしている。 一方で、地域の実情を踏まえ、農村地域の活性化や地域振興に必要な農地の転用需要に適切に対応していくことも重要であると考えていることから、 ○ 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律や、 ○ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 において、市町村の具体的な計画を基に農業上の土地利用との調整が整った土地については、用排水路整備事業の受益地で事業完了後8年未経過であっても、農用地区域からの除外が可能となっており、これらの仕組みにより既存工場を拡張することは可能であるので御活用いただきたい。	農林水産省の対象とならない地域や、地域未来投資促進法の対象とならない産業を立地する地域がある。当該地域においては特例法が活用できないため、依然として線的整備事業実施後8年を経過した土地でなければ開発できないことから、企業ニーズに迅速に対応できない。このため、特区に認定された地域においては、農業上の土地利用の調整が調った土地について、工場拡張に当たって、用排水路整備事業の受益地について事業実施後8年未経過の場合でも農用地区域からの除外が可能となるよう、農振法の要件緩和をお願いしたい。	農林水産省	土地改良事業等により国民の税金を使って農業公共投資が行われた農地は、農業上の利用を確保すべき土地として良好な営農条件が整備された優良農地であり、農業上の利用に供し、一定の期間、公共投資により得られる効用の確保を図る必要がある。このため、土地改良事業が行われた土地について、事業実施後8年経過前でも農用地区域から除外できることとするは適当ではない。 御提案については、業種や地域の状況等が不明であるが、例えば、市の具体的な計画を基に農業上の土地利用との調整を図った上で、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく市街化区域への編入、土地改良事業計画段階からの調整等により、計画的な土地利用によるまちづくりを進めることが適当と考えられる。 いずれにしても、具体的な計画を基に、市町村等関係機関と調整を進めていくことが重要であり、国としても御相談に応じてまいりたい。